

部活動に係る活動方針

京都府立桃山高等学校

1. 目的

教育活動の一環として、学校の適切な指導のもとに、生徒が自主的・自発的に参加し、共通の興味や関心を追求することにより、学校生活をより豊かにすることを目的とする。

2. 設置部活動

〔文化系〕吹奏楽、グローバルサイエンス、茶道、演劇、イベントプロデュース、美術、書道、英語、将棋、軽音楽

〔体育系〕硬式野球、テニス、ソフトテニス、陸上競技、バドミントン、卓球、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、剣道、弓道、柔道、山岳

3. 入退部

入退部は生徒の意志に基づくが、所定の手続きを経て、保護者の了承及び担任・顧問の承認を必要とする。

4. 活動計画

体育系・文化系を問わず、生徒が学習をはじめとする学校での活動と、家庭での生活がバランス良く行えるよう、練習や大会参加等を計画的に設定する。

〔年間〕各部の年間の活動内容（概要）を学校ホームページに掲載する。

〔月間〕原則前月末日まで（4月、8月、1月は始業式前日まで）に副校長に提出するとともに、生徒・保護者に事前に示す。

※定期考査1週間前から考査最終日の試験終了までの期間は、原則として活動を停止する。ただし、定期考査期間中または考査後2週間以内に公式戦・発表会等がある場合及び学校として活動が必要と認める場合は、特例として活動を認めることがある。

5. 活動時間及び休養日

活動時間や休養日については、種目の特性や活動内容、大会や発表会等の予定を考慮し、練習と休養のバランスの取れた運用に努め、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫をする。

(1) 活動時間

土・日曜日及び祝日、さらに長期休業中の場合は、原則4時間程度とする。

(2) 休養日

週当たり1日以上設定し、原則、月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定するよう努める。

また、長期休業中は、学期中に準じた扱いをするとともに、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養をとらせる。

6. 合宿

- 引率教員は顧問を含む複数名とする。
- 参加生徒については、保護者の同意（参加同意書の提出）と学校医の承認（健康診断の実施）のある部員とする。ただし、参加対象生徒（参加を許可されない者を除く）の2／3以上が参加することを実施の条件とする。
- 学校休業中に行うものとし、1部につき年1回とする。ただし、宿泊を伴う練習試合及び発表会等は除く（事前に事務部との協議を要する）。
- 学校から実施場所までの往復旅程を含め、4泊5日以内とする。
- 実施場所については、近畿圏内を原則とする。ただし、やむを得ない理由があり、部顧問会議の同意と校長の承認が得られた場合はこの限りではない。
- 事前に教育委員会への届け出を必要とする。